

4-1) 地域別最低賃金額改定の目安(公益委員見解)の推移

1 昭和53年度から平成19年度

(単位:円)

年度 ランク	①日額による目安																				②時間額による目安									
	昭和 53 年度	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元 年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14 (注3)	15	16 (注3)	17	18	19
A	155円 (6.3)	160円 (6.1)	195円 (7.0)	191円 (6.4)	170円 (5.4)	106円 (3.2)	106円 (3.1)	127円 (3.6)	110円 (3.0)	83円 (2.2)	116円 (3.0)	160円 (4.05)	197円 (4.8)	213円 (4.9)	192円 (4.2)	148円 (3.1)	118円 (2.4)	116円 (2.3)	108円 (2.1)	116円 (2.2)	97円 (1.8)	49円 (0.9)	44円 (0.8)	38円 (0.68)	- (-)	0円 (0.00)	- (-)	3円 (0.4)	4円 (0.5)	19円 (2.7)
B	150 (6.3)	155 (6.1)	189 (7.0)	185 (6.4)	165 (5.4)	103 (3.2)	103 (3.1)	124 (3.6)	107 (3.0)	81 (2.2)	112 (3.0)	156 (4.05)	193 (4.8)	206 (4.9)	185 (4.2)	143 (3.1)	114 (2.4)	110 (2.3)	103 (2.1)	110 (2.2)	92 (1.8)	47 (0.9)	42 (0.8)	36 (0.68)	- (-)	0 (0.00)	- (-)	3 (0.4)	4 (0.6)	14 (2.1)
C	145 (6.5)	150 (6.3)	179 (7.0)	175 (6.4)	157 (5.4)	98 (3.2)	98 (3.1)	118 (3.6)	102 (3.0)	77 (2.2)	107 (3.0)	150 (4.05)	185 (4.8)	196 (4.9)	176 (4.2)	135 (3.1)	108 (2.4)	106 (2.3)	99 (2.1)	106 (2.2)	89 (1.8)	45 (0.9)	40 (0.8)	35 (0.68)	- (-)	0 (0.00)	- (-)	3 (0.4)	3 (0.5)	9~10 (1.4~ 1.5)
D	140 (6.6)	145 (6.4)	169 (7.0)	165 (6.4)	148 (5.4)	93 (3.2)	93 (3.1)	111 (3.6)	96 (3.0)	72 (2.2)	101 (3.0)	140 (4.05)	173 (4.8)	185 (4.9)	167 (4.2)	128 (3.1)	102 (2.4)	100 (2.3)	93 (2.1)	100 (2.2)	84 (1.8)	43 (0.9)	38 (0.8)	33 (0.68)	- (-)	0 (0.00)	- (-)	2 (0.4)	2 (0.3)	6~7 (1.0~ 1.1)

2 平成20年度

イ) 表1中で下線が付されていない県については同表に掲げる金額

ロ) 表1中で下線が付された都道府県(利用可能な直近の平成18年度データに基づく生活保護水準との乖離額から、平成19年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお生活保護水準を下回っている都道府県)については、それぞれ表2のC欄に掲げる乖離額を当該乖離額を解消するための期間(注4)として地方最低賃金審議会で定める年数で除して得た金額と、表1に掲げる金額とを比較して大きい方の額

(表1)

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	15円
B	栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	11円
C	北海道、宮城、福島、茨城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	10円
D	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	7円

(表2)

都道府県	平成18年度データに基づく乖離額(A)	平成19年度地域別最低賃金引上げ額(B)	残された乖離額(C) (=A-B)
北海道	63円	10円	53円
青森	20円	9円	11円
宮城	31円	11円	20円
秋田	17円	8円	9円
埼玉	56円	15円	41円
千葉	35円	19円	16円
東京	100円	20円	80円
神奈川	108円	19円	89円
京都	47円	14円	33円
大阪	53円	19円	34円
兵庫	36円	14円	22円
広島	37円	15円	22円

(注) 1. 金額は引上げ額、( )内は引上げ率(%)である。

2. 昭和56年度からは公益委員見解である。

3. 平成14年度及び平成16年度の目安は、「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

4. 原則として2年以内、そうした場合に今年度の引上げ額がこれまでに例を見ないほど大幅になるケースについては3年程度、地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすおそれがあるケースについては5年程度とされた。